

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度一般担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融支援機構債券の格付分析に関する契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方の契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、随意契約によらざるをえないものである。		19
格付に関する基本契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社格付投資情報センター 東京都中央区日本橋1-4-1	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方の契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、随意契約せざるをえないものである。		19
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	内野建設株式会社 東京都練馬区豊玉5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,520,000	2,520,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
資産・負債総合管理システムに係る運用業務等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 本件は、任意線上償還モデルのパラメータ推計機能等を備えた資産・負債分析を行うためのシステム(資産・負債総合管理システム)の保守・運用業務を行うものである。本システムのプログラム等に係る著作権を(株)野村総合研究所が保有している上、当該プログラム等は公開されていないため、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	9,600,000	9,600,000	100.00%	-	本システムのプログラム等に係る著作権を同社が保有している上、当該プログラム等は公開されていないため、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるをえないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
証券化支援業務に係る税務アドバイス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	KPMG税理士法人 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本業務は、複雑多岐にわたる証券化制度、フラット35や貸付債権担保住宅金融支援機構債券の商品性、各種契約書内容に関する知識・理解を前提とした国税・地方税等に関するアドバイス業務である。このため、契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならず、本制度創設時以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約したものである。	9,450,000	9,450,000	100.00%	-	契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならず、本制度創設時以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
金融管理サポートシステムに係る運用業務等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の金融管理サポートシステムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	3,831,660	運用業務 285,180円/月 ほか	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
与信ポートフォリオ管理システムの運用等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステム(与信ポートフォリオ管理システム)の保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	9,935,730	9,894,780	99.59%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクローズの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	4,921,350	4,662,042	94.73%	-	機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約によらざるを得ないものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクローズの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受けることが不可欠である。加えて、債券の流動性を向上するために、機構は引受候補証券会社に対し債券の気配値を同社に報告するよう求めており、各社が適切に対応していることを監視する上でも、当該情報の入手が不可欠なため、同社と随意契約したものである。	13,611,150	13,611,150	100.00%	-	機構が発行する債券のディスクローズの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受けることが不可欠である。加えて、債券の流動性を向上するために、機構は引受候補証券会社に対し債券の気配値を同社に報告するよう求めており、各社が適切に対応していることを監視する上でも、同社からの当該情報の入手が不可欠なため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ロイター・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受けることが不可欠である。加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が不可欠であるため、同社と随意契約したものである。	10,406,466	10,406,466	100.00%	-	機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受けることが不可欠である。加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が不可欠であるため、同社との契約によらざるをえないものである。	12	
公開講座の受講	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	立命館大学 京都府京都市北区等持院北町56-1	会計規程第25条第1項 本件は、金融・証券分野において高い専門性を有する人材を育成するため、特定の公開講座に職員を参加させるものである。当該講座は、立命館大学のみで開講されていることから、随意契約したものである。	1,335,000	1,068,000	80.00%	-	当該講座は、立命館大学のみで開講されていることから、随意契約によらざるをえないものである。	12	
ガス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,893,694	1,893,694	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。	8	
水道	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	11,809,809	11,809,809	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。	8	
後納郵便	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	333,700,406	333,700,406	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。	9	
個人情報情報端末照会料	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	全国銀行協会個人情報センター 東京都千代田区丸の内1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、融資審査のために個人情報情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約したものである。	26,736,664	26,736,664	100.00%	-	融資審査のために個人情報情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	12	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 当該場所であれば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	当該場所であれば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、随意契約によらざるをえないものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 当該場所であれば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	当該場所であれば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、随意契約によらざるをえないものである。	5	
後納郵便	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	4,681,264	4,681,264	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	10,210,000	10,210,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約によらざるを得ないものである。		1
後納郵便	契約担当役 浅野裕 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	5,012,265	5,012,265	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 佐藤作都司 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成20年4月1日	仙台中央郵便局 宮城県仙台市青葉区北目町1-7	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	5,610,140	5,610,140	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成20年4月1日	郵便事業株式会社千種支店 愛知県名古屋市中区今池4-9-18	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	5,974,715	5,974,715	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
事務所賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	関電不動産株式会社京都支店 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614	会計規程第25条第1項 当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、随意契約によらざるを得ないものである。		5
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	ファースト・ファミリ ティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-70	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	6,795,000	6,795,000	100.00%	-	契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		5
事務所、倉庫、駐車場の賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	29,250,000	28,126,848	96.16%	-	当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、随意契約によらざるを得ないものである。		5
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,911,840	1,911,840	100.00%	-	契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		5
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	13,450,000	13,450,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	2,950,000	2,950,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	4,750,000	4,750,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 金子道雄 広島県広島市中区基町8-3	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 広島県広島市中区国泰寺町1-4-1	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	5,696,160	5,696,160	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 福岡県福岡市中央区天神4-3-1	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	10,017,665	10,017,665	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年4月1日	熊本東郵便局株式会社 熊本市錦ヶ丘1-10	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約したものである。	4,118,735	4,118,735	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
登記印紙の購入	契約担当役 佐藤作都司 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成20年4月3日	東北法務協会 宮城県仙台市青葉区春日町7-25	会計規程第25条第1項 当該物品は、販売業者により価格が変動するのではなく、競争を許さないため、同協会と随意契約したものである。	1,959,000	1,959,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するのではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
新築マンション情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月14日	株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものである。機構は、これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきた。これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	3,654,000	3,654,000	100.00%	-	これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきた。これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社との随意契約によらざるを得ないものである。		12
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,401,260	1,401,260	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月23日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,510,000	9,510,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月25日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都千代田区大手町2-6-2	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成20年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー(株)1社であることから、同社と随意契約をしたものである。	96,000,000	冷水4.29円(1MJ/hあたり)ほか	100.00%	-	本店ビルのある地区において当該熱需給供給を行う事業者は、同社のみであることから随意契約によらざるを得ないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月30日	前橋地方法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,315,200	1,315,200	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記印紙購入	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年5月12日	郵便事業株式会社(大阪東郵便局) 大阪府大阪市中央区備後町1-3-8	会計規程第25条第1項 当該物品は販売業者により価格変動するのではなく、競争を許さないため、同社と随意契約したものである。	2,000,000	2,000,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するのではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記印紙購入	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年5月14日	熊本北郵便局 熊本県菊池郡菊陽町光の森2-6-1	会計規程第25条第1項 当該物品は販売業者により価格変動するものではなく、競争を許さないため、同社と随意契約したものである。	1,880,000	1,880,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
平成20年度会費分担金	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年5月15日	政府関係法人連絡協議会 東京都港区芝公園1-7-6	会計規程第25条第1項 本件は、業務を実施する上で不可欠な情報の提供が可能な同協会の講座に参加するものである。参加にあたっては年会費を支払う必要があるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,104,000	1,104,000	100.00%	-	業務を実施する上で不可欠な情報の提供が可能な同協会の講座に参加するものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		12
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年5月20日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,020,000	9,020,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記印紙購入	契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中千種区新栄3-20-16	平成20年5月23日	郵便事業株式会社千種支店 愛知県名古屋市中千種区今池4-9-18	会計規程第25条第1項 当該物品は販売業者により価格変動するものではなく、競争を許さないため、同社と随意契約したものである。	2,500,000	2,500,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記印紙の購入	契約担当役 佐藤作都司 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成20年6月12日	東北法務協会 宮城県仙台市青葉区春日町7-25	会計規程第25条第1項 当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、同協会と随意契約したものである。	1,807,000	1,807,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年6月16日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,526,000	1,526,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年6月17日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,520,000	8,520,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第83回55)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 本業務は、債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理を継続して行う必要があり、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理を継続して行う必要があるため、随意契約とせざるを得ないものである。		19
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第83回65)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 本業務は、債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理を継続して行う必要があり、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理を継続して行う必要があるため、随意契約とせざるを得ないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,583,000	8,583,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年7月22日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,288,000	1,288,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月28日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,285,200	1,285,200	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年8月14日	熊本法務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,169,000	1,169,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年8月15日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,533,000	1,533,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年8月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,130,000	9,130,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅宅地債券特第84回50)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年8月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		19
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅宅地債券特第84回60)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年8月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成20年8月22日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,610,350	1,610,350	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告の掲載業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年8月26日	株式会社共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8	会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。 官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が一に定められていることから、同社と随意契約したものである。	7,276,986	918円/1行	100.00%	-	官報の掲載料金については、価格が一に定められていることから、随意契約によらざるを得ないものである。		6
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 佐藤作都司 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成20年8月29日	仙台法務局 仙台市青葉区春日町7-25	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,267,350	1,267,350	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年9月12日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	8,682,000	8,682,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
金融管理サポートシステムのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年9月24日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 金融管理サポートシステムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	4,914,000	4,725,000	96.15%	-	本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
審査センター及びコールセンターに係る事務所賃貸借契約等の更新	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年9月30日	オリックス・ファンリティーズ株式会社 東京都港区芝公園2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、現に賃借しているビルにおいて継続して業務を行う必要があるため、同社と随意契約したものである。	176,738,424	176,738,424	100.00%	-	現に賃借しているビルにおいて継続して業務を行う必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		5

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」